

生活保護法による介護機関の指定について

介護機関各位

徳島県保健福祉部地域共生推進課
保護・自立支援担当

日頃は、本県の生活保護行政に御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、生活保護受給者が介護サービスを受ける場合は、原則として生活保護法による指定介護機関を利用することとされています。また、生活保護法による指定介護機関でなければ、国民健康保険団体連合会を通じての報酬の支払ができません。

この生活保護法による指定介護機関について、去る平成26年7月1日に生活保護法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、次のとおり見直しが行われました。

そこで、今後も生活保護受給者が必要な介護サービスを適切に受けることができるよう、介護保険法による指定に加えて、生活保護法による指定についても御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

1 平成26年7月1日以後に新たに介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けた介護機関について

- (1) 平成26年7月1日以後に新たに介護保険法の指定又は開設許可を受けた介護機関については、その介護機関は、自動的に生活保護法による指定を受けたものとみなされます。

もし、介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設は指定の辞退ができないので除きます。）において生活保護法による「みなし指定」が不要な場合には、お手数ですが別紙申出書を事業所の所在地を管轄する福祉事務所又は県地域共生推進課保護・自立支援担当宛て提出してください。

- (2) (1) のみなし指定を受けた指定介護機関について、
ア 介護保険法の規定による事業の廃止があったとき
イ 介護保険法の規定による指定若しくは開設許可の取消しがあったとき
ウ 介護保険法の規定による指定若しくは開設許可の効力が失われたときは、生活保護法による「みなし指定」は自動的にその効力を失います。

2 平成26年7月1日前に既に生活保護法の指定を受けている指定介護機関について

- (1) 改正前の生活保護法による指定を受けている指定介護機関は、平成26年7月1日において、改正後の生活保護法の規定による指定を受けたものとみなされます。

なお、これらの指定介護機関は、介護保険法の規定による事業の廃止等があった場合には、生活保護法による指定についても廃止等の届出をする必要があります。

- (2) ただし、平成26年7月1日前に介護保険法による指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設は、別途生活保護法による指定を受けたものとみなされているので、1(2)と同様に、介護保険法の規定による事業の廃止等があった場合には、このみなし指定は自動的にその効力を失います。

3 その他留意事項

- (1) 以下の場合には、生活保護法による指定の申請が必要です。

ア 平成26年7月1日前に介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けた介護機関が、新たに生活保護法による指定を受けようとする場合

イ 1(1)の「みなし指定」を不要とする旨を一旦申し出た介護機関が、その後、改めて生活保護法による指定を受けようとする場合

- (2) 生活保護法による指定（「みなし指定」を含む。）を受けた指定介護機関において、

ア 事業を休止するとき

イ 休止していた事業を再開するとき

ウ 事業者又は事業所の名称若しくは所在地を変更するとき

は、事業所ごとに届出をしてください

4 申請（届出）先（各種様式は、申請（届出）先に備えてあります。）

事業所の所在地	申請（届出）先
市	各市の福祉事務所
勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡	東部保健福祉局 徳島庁舎 生活福祉担当 (徳島市新蔵町1丁目67番地)
那賀郡 海部郡	南部総合県民局 保健福祉環境部 美波庁舎 生活支援担当 (海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1)
美馬郡 三好郡	西部総合県民局 保健福祉環境部 三好庁舎 生活福祉担当 (三好市池田町マチ2415番地)

【生活保護法による指定について】

担 当 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県保健福祉部地域共生推進課
保護・自立支援担当

電 話 088-621-2166